

ある きんし 歩きスマホは禁止です。



大和市では、「歩きスマホの防止に関する条例」を制定しました。

◎市内の道路、駅前広場、公園などの公共の場所（室内などを除く）で歩きスマホ（画面を注視しながら歩行すること）を禁止します。

◎スマホ等の画面を見るときは、通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければなりません。

◎スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、これらに類する物（ゲーム機やカメラなど画面を注視して使用する機器類）が対象です。

◎罰則はありませんが、市民等及び事業者は歩きスマホ防止の意識啓発など、市の施策に協力するよう努める責務があります。

「歩きスマホ」は、大変危険です。

「スマホ等の画面を見るときは、安全な場所で立ち止まる」。
一人ひとりの心がけて、事故を防ぎましょう。

大和市

歩きスマホ Q&A

Q: 条例制定の背景は？

A: 大和市は県内で 2 番目に人口密度が高く人が密集している中で、スマホが急激に普及しています。画面を注視することで極端に視野が狭まり、周囲への注意力が散漫となって事故の危険性も高くなります。「スマホ等の画面を見るときは、通行の妨げにならない場所で立ち止まる」という意識を社会に浸透させる必要があります。

Q: なぜ、条例を制定するの？

A: 近年、歩きスマホによるトラブルや事故などが社会問題化し、駅や商業施設などルールを設け利用者に対して注意喚起を行う事業者も多くなりました。一方、駅周辺の道路でも、本市調べで歩行者の約 12%が「歩きスマホ」をしている現状から、道路等の公共の場所について、条例によりルールを明確にすることといたしました。

Q: 罰則なしで効果は？

A: 公共の場所での禁止を明確化し、意識啓発を継続することが重要と考え、罰則規定は設けていません。啓発活動を続けた結果、今ではほとんど見かけなくなった行為の事例などもあります。歩きスマホの防止も同様の視点で期待したいと考えています。

Q: 駅や建物内は？

A: 駅や建物内につきましては、条例で一律に禁止するのではなく、施設の設置目的や用途に応じて、管理者がきめ細かく対応できるものであることから、対象外としました。施設管理者に対しましては、条例の周知など啓発活動への協力をお願いしていきます。

大和市歩きスマホの防止に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、歩きスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所における歩きスマホの防止について基本的事項を定めることにより、歩きスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを目的とする。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する歩きスマホの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(歩きスマホの禁止)

第5条 何人も、公共の場所において歩きスマホを行ってはならない。

2 何人も、公共の場所におけるスマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければならない。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。